

日本史(27) 「地方政治の展開と武士① ～受領と負名～」

○今回のポイント

- ①10世紀以降、律令制による土地・税制は、維持できなくなった。
- ②そのため、土地・税制の大転換がはかられた。
- ③戸籍に基づく人身支配に代わって、土地に対する課税へと切り替えられた。

【受領と負名】

(1) 10世紀初め 律令体制のいきづまり

①政府の対応 ～律令制の再建～

■違法な土地所有を禁じる ⇒ 902年 [1. 延喜の荘園整理令] (醍醐天皇政権)

■ [2. 班田] を命じる

②律令税制 再建不可能

■ [3. 戸籍・計帳] の制度が崩壊し、 [4. 班田收授] は実施できない

↓

■租・調・庸を取り立てて諸国や国家の財政を維持することが困難に・・・

☆事例1) 902年の阿波国の戸籍

・男59人・女376人 ⇒ [5. 偽籍]。このような戸籍では班田收授できない

・902年を最後に、班田を命じる史料は見られなくなる ⇒ [6. 最後の班田]

☆事例2) 三善清行(ヨシノキヨキ) 「7. 意見封事十二箇条」

・財政の窮乏と地方の混乱が指摘されている。

(2) 9世紀末～10世紀前半 受領の登場

9. 国司の徴税請負人化

・国司の交替制度を整備

・任国に赴任する [8. 国司の最上席者] (守…か) に大きな権限と責任を負わせる

■新たに任じられたものは、交替の際に一国の財産などを前任者から引き継ぐ

↓

■ 「10. 受領」 と呼ばれる

(3) 人身支配から土地支配への転換

■律令税制の原則

↓ ・戸籍に記載された成人男性を中心に課税する体制

↓ ・ [11. 人身支配]

■受領、有力農民(=「12. 田堵」)に田地の耕作を
請け負わせて税を徴収するようになる。

・田堵が請け負った課税の対象となる田地

⇒ 徴税単位「13. 名」(名田) と呼ばれる

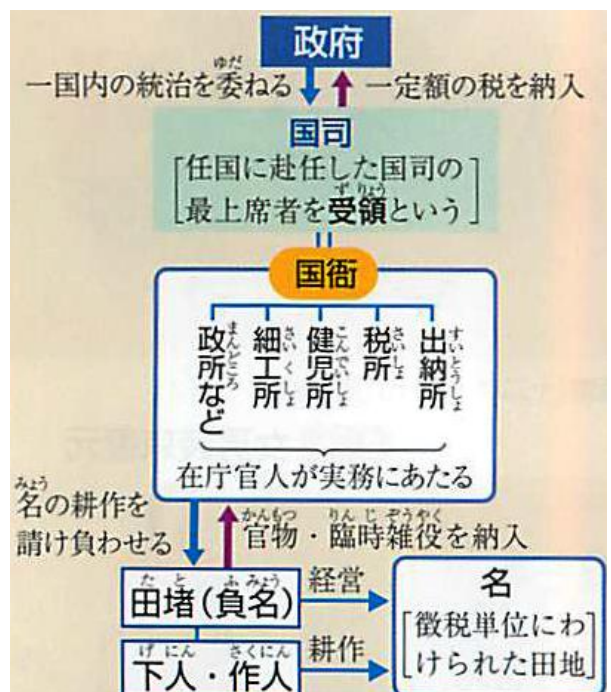
・名(名田)を請け負うことになった耕作者

⇒ 「14. 負名」 と呼ばれる(=有力農民=田堵)

■ [15. 負名体制] =土地を基礎に受領が有力農民
(=田堵=負名)から徴税する体制

・ [16. 官物] …租調庸・公出挙の利稻の系譜の税

・ [17. 臨時雑役] …雑徭に由来する力役。



(4) 受領の権限強化 ～郡司の衰退と遙任国司～

①郡司の衰退

■従来の体制…税の徴収・運搬や文書の作成などの実務は[18. 郡司]が行う。



■新体制

・[19. 受領]は自らが率いていった郎党たちを強力に指揮しながら徴税を実現。みずからの収入を確保すると同時に国家財政を支える。

■郡司の衰退

・受領が勤務する[20. 国衙]や館は、以前よりも重要な役割を持つようになる。



・これまで地方支配を直接になってきた[21. 郡家](グウケ)・郡衙の役割は衰退。

②遙任国司

■受領以外の国司は実務から排除されるようになる。



■赴任せずに、国司としての収入を受け取ること=[22. 遙任]がさかんとなる。

(5) 強欲な受領

①巨利を得ようとする強欲な受領

・事例) [23. 信濃守藤原陳忠]…谷底に落ちてでもそこに生えていた平茸を取ることを忘れず「受領は倒れるところにも土をつかめ」といったという(『今昔物語』)

②郡司や有力農民から暴政を訴えられる受領

事例) 988年「[24. 尾張国郡司百姓等解] ⇒[25. 藤原元命](トケガ)を訴える。

(6) 成功・重任

☆売官・売位…私財を出した者に政府が官職や位階を与えること。平安中期～末期、律令財政や封禄制が崩壊し、
↓
新たな財源を得るために本格化した。

①[26. 成功]…財物を宮中の行事費や寺社造営費として官に納めて、官職や位階を受ける。

②[27. 重任]…成功の一種。財物を官に納め、任期満了後に同一の国司などの官職に再任されること。
地方官の土着化の原因となる。

(7) 11世紀後半 - 受領の変質

■11世紀後半になると受領は任国に赴かなくなる



■[28. 留守所](受領が赴任していない国衙)に代理人を派遣
=[29. 目代]

■その国の有力者を世襲的に官人に任命
=[30. 在庁官人]

公領を在地領主の実際の支配力に応じて、郡・郷・保の行政区分に分け、在地領主を郡司・郷司・保司などに任命し、徴税を請け負わせる。